

# 「55歳超職員」の昇給停止 = 生涯賃金の大幅な減額



「給与」と「退職手当」を全額補償せよ!!!

広島大学は

広島大学は、国の「55歳を超える国家公務員の昇給を2014年1月から原則停止する改正給与法」の改正を受け、「給与法の改正と同様の内容で改正」することを提案しています。

組合はその提案に反対してきましたが、大学は、国からの拘束を受ける退職手当とその事務管理の問題を前に、国に連動せざるを得ないことを訴え、代償措置でのカバーを提案しています。

大学の試算によれば、55歳以降の昇給が一切なかった場合の定年までの給与減額と退職手当の減額は、以下の表のように約407万円から約55万円までの、大幅な減額になります。  
(退職手当は勤続35年以上で計算)



広島大学教職員組合

## 55歳超昇給停止にともなう給与・退職手当減額総額 (円)

	職・等級	定年	定年までの給与減額	退職手当減額	減額総額
55歳教授	教育職(A)5-63	65歳定年	1,832,565	798,399	2,630,964
55歳教授	教育職(A)5-53	65歳定年	2,641,954	1,046,349	3,688,303
55歳教授	教育職(A)5-51	65歳定年	2,925,398	1,150,488	4,075,886
55歳准教授	教育職(A)4-83	65歳定年	1,288,574	565,326	1,853,900
55歳教諭	教育職(B)2-122	60歳定年	351,253	282,663	633,916
55歳教諭	教育職(C)2-136	60歳定年	398,370	327,294	725,664
55歳看護師	看護職 2-105	60歳定年	303,767	242,991	546,758
55歳医療職	副部門長 4-78	60歳定年	303,774	252,909	556,683
55歳一般職	専門員等 5-61	60歳定年	455,326	371,925	827,251
55歳一般職	主査 4-72	60歳定年	423,392	352,089	775,481

注：教授、准教授の64歳、65歳時の給与は63歳の給与の約85%で計算している。  
また、退職手当は63歳時の給与をもとに計算している。

このような大幅な給与、退職手当の減額に対して、広島大学教職員組合は、「55歳超職員の昇給停止・抑制」によって減額される「給与」と「退職手当」を全額補償することを求めます。

大学は、これまで「ボーナスによる給与の一部補填」を提案してきましたが、12月9日(月)の団体交渉では「地域手当特別調整分での補償」または「定期昇給のみは従来通りに実施」の代替案を示しました。この代替案については、その具体的な提案を近日中に受け、検討します。

なお、常勤教職員の昇給は1月1日に実施されますが、時間的問題から9日の団体交渉で対象者についての昇給停止・抑制に関する判断を持たなければなりません。組合としては、団体交渉で「給与減額については、その減額される総額相当分を代償措置の財源とする。その適用は1月に遡って行なう」ことが確認できたため、対象者の1月1日昇給停止・抑制は取り敢えず受け入れることにしました。

